

張家山漢簡『算數書』の文字・用語について（3）

大川俊隆

On the Characters & Technical Terms in “*Suanshu-shu*” of the Zhangjiashan Slips of the Han dynasty, Vol. 3

OHKAWA Toshitaka

VI、「奐」字について

—

張家山漢簡『算數書』の「租誤券」題に「益奐」という語が2か所見える。「租誤券」題は次のような文である。

租吳(誤)券。田一畝、租之十步一斗、凡租二石四斗。今誤券二石五斗。欲益奐其步數。問、益奐幾何。曰、九步五分步三而一斗。朮(術)曰、以誤券爲法、以與田爲實。

この算題は、田1畝(240歩)に対して、10歩ごとに1斗の租税をかけると計24斗となる。これを25斗と書き間違えた。よって、「10歩ごとに1斗」ではなく、「何歩ごとに1斗」にすれば、25斗の租税となるか、という問題である。「朮曰」以下はその計算法。誤券の数25斗を法(徐数)とし、与田(上の「田」を指す)の数(1畝=240歩)を実(被徐数)として、割り算をする、というもの。実際に割り算をしてみると、1斗ごとに $9\frac{3}{5}$ 歩となり、「曰、九步五分歩三而一斗」という答えとも合う。

平成20年10月31日 原稿受理
大阪産業大学 教養部

計算上は何らの問題もないであるが、その中の「益喪」という語や「喪」の文字に対して、私も一員であった張家山漢簡『算数書』研究会は『漢簡『算数書』—中国最古の数学書—』の編纂にあたって、次のような注を加えた^{注1}。

「喪」は、後に「車」が加わって「輒」という字になる。このうちの「喪」が「欠」に略されて「軟」となる。よって、「喪」と「軟」は同字である。「益喪」は「増減する」の意であろう。ここでは、税率を調整するという意味であろう。

この注の中で、「益喪」が「増減する」の意であるというのは、文脈から見て動かない。問題は、「喪」を「軟」とすると、「益軟」となり、これが増減の意とやや齟齬をきたすことである。即ち、「軟」では「減」の意とはならないのである。注を加えた当時、この「喪」の字について、詳しい考察を怠ったが、その後、秦漢期の文字資料の中から、「喪」とその滋乳についての発見もあり、新たにここに「喪」字の全般について考察し、先の注に補正を加える次第である。

二

この「喪」字は、張家山漢墓より『算数書』と同時に出土した『二年律令』の中にも見えるのである。

1) 與盜賊遇而去北、及力足以追逮捕之而官□□□□□逗留畏喪弗敢就、奪其將爵一級
 〈級〉、免之、母爵者戍邊二歲。而罰其所將吏徒以卒戍邊各一歲。興吏徒追盜賊、已受令而逋、以畏喪論之。(142-143簡)

(盜賊と遭遇して逃げたり、及び充分力があって盜賊を追って捕らえることができたのに、官……ぐずぐずして動こうとせず、怖気づいて敵に近づかなかったならば、その統率者の爵一級を奪い、免職とする。爵を持たない者は戍辺二歳とする。加えて、その率いられていた吏徒は、それぞれ卒として戍辺一歳とする。吏徒を動員して盜賊を追い、すでに命令を受けて逃げたら、「畏喪」で論断する)^{注2}

その内容は、官員が盜賊を追捕し、捕縛できなかつた場合の規定である。その中に2か所「畏喪」という語が見え、その中に「喪」字がある。「畏喪」というのは、上下近義の連文で、「怖気づく」の意。当時の法律文書中のテクニカルタームであった。文献では、『漢

書』のなかに「畏悞」という字形で見える。

- 2) (天漢三年) 秋、匈奴入鴈門、太守坐畏悞棄市。(『漢書』武帝紀) 如淳曰、軍法、行逗留畏悞者要斬。悞音如據反。師古曰、又音乃館反。

如淳注に引く軍法は漢代のものであろう。『二年律令』の文の内容はやや異なるが、その中の「逗留畏悞」「畏悞」と『漢書』武帝紀中の「畏悞」や軍法の「逗留畏悞」は同一語句。よって、「悞」と「悞」は同字である。では、両字はどのような関係にあるのか。

恐らく、「悞」は、「悞」に偏旁心が添加されてできたものであろう。張家山漢簡の時代、即ち、前漢初年には、「悞」字にまだ偏旁は添加されていなかった。添加されたのは更に後代であったろう。「悞」は、『説文』(卷十下・大部)に、

- 3) 稍前大也。从大而声。読若畏悞。

とある。この説解の「稍しく前大なり」の意については、現在のところいかなる意か不明である^{注3}。この字の原義については、白川静の『字統』に次のように説く^{注4}。

而是髪を髪にして切り、結びあげない形で、巫祝の徒。大は人の正面形である。而に従う字に彫があり、『説文』九下に「罪、髪に至らざるなり」とあり、而に彑をそえている。而是髪に至らざるひとの形である。…悞系統の字には、人部八上に「悞、弱なり」、「儒、柔なり」とあり、いずれも柔弱の意をもって解する。これによっていえば、悞は悞の初文で、儒の源流をなすところの巫祝の徒、その「髪に至らざるもの」であったと考えられる。悞は柔弱の人が原義。

「悞」の原義を柔弱の人とする氏の解釈は従うべきであろう。ただ、「悞」字は既に秦代より漢初にかけて、いくつかの義の引伸を起こしていた。『漢書』や軍法の文中の「悞」字は、「悞」字が「柔弱の人」の原義より「心が怖気づく」という引伸を起こしたので、これを原義より区別するため、限定符として偏旁心を添加して新字を後に造ったのである。しかし、この文字は、『説文』中に見当たらない。

「悞」系の文字は漢代の文献中において、「需」系の文字と互いに通用して用いられる。このことは、清代の文字学者達によってつとに指摘されている^{注5}。『説文』卷十下・心部に「儒」字が見え、

- 4) 儒、駑弱者也。从心需声。

と説解されているが、段注では「憮、駑弱也」と改められる。段氏は、「懦」と「憮」は同字で、「憮」字の方が本来の字形だと考えているのである^{注6}。この推測は恐らく正しい。だとすれば、遅くとも『説文』が成立する後漢の中期までに、「喪」字に対して偏旁心の添加が行われ、「憮」字は成立していたことになる。

白川氏の文中に説解が挙げられている、『説文』の「憮」字や「懦」字も、元字の「喪」や「需」字の「柔弱の人」いう原義を強化するために、偏旁人が添加せられ造られた文字である^{注7}。或いは「喪」字の多義化が進んだために、「柔弱の人」いう義を他義と区別する意図もあったのである。

三

『二年律令』の時代に「喪」字が「怖氣づく」という義に引伸していたことは、確認できるが、では、「喪」字の他の義への引伸は、出土文字資料から確認できるであろうか。実は、雲夢睡虎地秦簡に「喪」字が見えている。

5) 角刃瘡一所、北(背)二所、皆從(縱)頭北(背)、袤各四寸、相喪。廣各一寸、皆召(陷)中類斧。(『封診式』「賊死」、簡56-58)

([頭]の角に刃の瘡一所、背に二所あり。みな頭と背を縦にす。[三所の]傷は、袤各四寸、相喪。広(横)各一寸。みな中に陥ちて斧に類る)

この文は、「賊死」と題された死体実況検分の記録である。その死体の頭角には、刃物による傷口が一箇所、背中に同じ傷口が二箇所、計三箇所の傷はすべて頭から背中に縦についていると記された後、次にこの二箇所の傷の具体的有様が表現されている。「袤各四寸」「廣各一寸」とは、傷の大きさが、各々袤(縦)が4寸、廣(横)が1寸であるとの意。以下は、その傷が中に陥没し、斧のようであることを云う。

問題は「袤各四寸」と「廣各一寸」の間にある「相喪」の解釈である。『睡虎地秦墓竹簡』では、「喪」を「濡」と読み替えて、「(血の汚れが)互いにべつとり付いている」と訳する^{注8}。古賀登氏は『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』で、「喪」の本義が「柔弱」であることから「傷口がぶよぶよしている」と解する^{注9}。両者のような解釈ならば、「相喪」という句は、少なくとも「袤各四寸、廣各一寸」の後ろに来なければならない。ここでは、「相喪」は「袤各四寸」の後ろに来ているのだから、必ずや「袤各四寸」についての説明でなければならぬのである。

思うに、この「喪」は「ぢぢむ」という義であろう。死後硬直によって、縦の傷の長さが縮小していることを云っているのである。傷の縦の方は本来もっと長かったのが、各々4寸に縮んでしまっているのである。傷の横の方は傷幅だから変わらなかつた。もし私の推測が正しければ、この「ぢぢむ」義の「喪」字は後に何らかの滋乳をなしているはづである。その足跡は搜しえるであろうか。

『説文』卷十三上・糸部に「縷」字が載る。

6) 縷、衣戚也。从糸喪声。

とある。この説解の「衣戚」の二字がやや意をとり難いが、段注に、

戚、今之蹙字也。古多戚、無蹙字。考工記曰「不微至、無以為戚速也」。鄭箋云「縷縷、縷之戚戚者」。今俗改作蹙。衣戚、衣部所謂襞、韋部所謂鞚云々^{注10}。

と云う。『周礼』考工記の「微至」とは、車輪の地に着く部分が少ないと。よって、考工記の文は、「車輪の地に着く部分が多いと、車の「戚速」をなすことができない」との意。「戚速」は速度を縮めたり速めたりすること。「戚」は縮めるの義である。鄭箋は、鄘風「君子偕老」の「蒙彼縷縷」という一句に対するもの。「縷の戚戚たる者」とは、縷衣(かたびら)の襞があるものの意。「襞」は「縮む」の義からの引伸である。この段注によって、「縷」が、『説文』で「衣の縮むもの」や「衣の襞」の義で説解されていることが知られる。さすれば、それは、「縮む」の義を引伸した「喪」に偏旁糸が添加されて成立した文字であろう。

実は、この「縷」字は、張家山漢簡より十数年時代的に下る馬王堆帛書の『相馬經』の中に、「積縷」という語彙があり、そこに見えるのであるが、如何せん、この語彙の用義は現在に至るもまだ解明されておらず、今は「喪」系の文字の引伸の証としては用い難い^{注11}。

この「縷」字は『黃帝内經素問』の中でも数回用いられている。該書は、漢代かそれ以降の人が黃帝に仮託してなした医学理論書で、その正確な書年代も確定しがたく、さらにそこに用いられる文字も漢代以後のものである可能性もあるが、「[縷]字については、すでに先述したように、馬王堆の『相馬經』に見えてるので、張家山漢簡の時代よりやや下った時代には成立していたとみなして差し支えないだろう。

7) 是故陽因而上、衛外者也。…因於溼、首如裹、溼熱不攘、大筋短縷、小筋弛長、短縷為拘、

弛長為痿。(生氣通天論篇)

(是の故に陽は因りて上り、外に衛る者也。…湿に因りて首裹むが如く、湿熱攘われざれば、大筋短縷し、小筋弛長す。短縷を拘と為し、弛長を痿と為す)

「湿気が陽を傷つけると、首は包まれるようになり、湿熱が払われないと、大筋は萎縮し、小筋肉は弛緩する」という意である。唐の李冰はここに「縷、縮也」と注を加えている。「廻」が柔弱の義より縮むの義を引伸し、やがて縮むの義の「廻」字に偏旁糸が添加せられて「縷」が成立した。そのことの文献上の証となしうるものである。

「糸」は『説文』十三上に「細絲也。象束絲之形」とされるように、絹糸を束ねた状を象った文字である。偏旁としての糸は、生糸の產品の文字に添加されるが、やがて布帛総体の產品を表す文字や、染色が束糸でなされることより様々の色を表す文字に添加されるようになる。これらの文字が名詞の義からやがて動作を表すようになると、糸や布衣を用いて行う動作を表す偏旁糸添加文字が生じるようになる。秦簡の段階では、このような動作を表す偏旁糸添加文字と思われる文字は、さほど多くない。「終」「緩」「縛」「織」「縫」など数字にすぎない。よって、「縮む」という動詞義の「廻」に偏旁糸が添加せられるのは、秦代よりさらに時代が下ると考えられる。

これらの「廻」や「縷」によって想起せられるのが、冒頭に挙げた『算数書』の「租誤券」題に見える「益廻」という語である。この文中での語意は「増減する」であった。「益廻」の「廻」の義「減らす」もこの「縮む」から来ているのであろう。だとすれば、「租誤券」題の「益廻」という語は、秦簡の「相廻」という字句とともに、「廻」字の「縮む」という義への引伸に一証を加える新たな文字資料ということになる。

四

馬王堆帛書の『相馬經』については先述したが、この帛書には他に「老子甲本卷後古佚書」と呼ばれる四篇があり、その中の『五行篇』に次のような文が見える。

8) 「以其外心與人交、袁(遠)也」、外心者非有它(他)心也。同之心也、而有胃(謂)外心也、而有胃(謂)中心也。中心者、謾然者。外心者也、其隘(願)諱然者也。言之心交袁(遠)者也。(簡265-266)

(「其の外心を以て人と交わるは、遠也」とは、「外心」なる者は他の心有るに非ざる也。同じきの心也。而して「外心」と謂う有り、而して「中心」と謂う有り。「中心」なる者は、諱然たる者。「外心」なる者は、その諱然たるを願う者也。この心の遠きに交わる者也)

9) 「見而知之、知也」、見者□也。知者言繇(由)所不見也。知而安之、仁也。知君子所

道而謾然安之者、仁 [氣]。安而行之、義也。既安之矣、而儼然行之、義氣也。（簡289-290）

（「見て之を知る」とは、「見る」とは□也。「知る」とは見ざる所に由るを言う也。知りて之に安んずるは仁也。君子の道とする所を知りて謾然と之に安んずる者は、仁の氣。安んじて之を行うは義也。既に之に安んじて、而して儼然と之を行うは義の氣也）

『五行篇』の文は「経」と「説」から成っており、8)は、経の「以其外心與人交、袁(遠)也」（194簡）を解説する説の文である。心に「中心」と「外心」があり、前者は「謾然たる者」で、後者は「謫然たるを願うもの」と対照的に説明されている。『馬王堆漢墓帛書[壱]』^{注12}では、この謾と謫に対して各々、

謾、義与堯相近、怯懦。謾然、局縮不伸之貌。

謫、義与廓近、開擴。謫然、廓落在表之貌。

と注を加えている。謫を後の「廓落」として解するのは、正しい。「外心」とは外に対しで広がる心を云っているのである。問題は、謾を「怯懦」の義で解し、「謾然」をその引伸義の「縮む」で解していることであろう。ここの「謾」は、決して「怯懦」というような貶義で用いられているのではない。これがより明確となっているのが、すぐ後に来ている9)の文中の「謾然」であろう。

9)は、「見而知之、知也」という経に対してなされた説の文である。ここでは、「知りて之に安んず」が仁で、「君子の道とする所を知りて謾然と之に安んずる」のが仁の氣であり、「安んじて之を行う」のが「義」で、「儼然と之を行う」のが「義の氣」となっている。「仁」と「義」「仁の氣」と「義の氣」が対照されている。「儼然と之を行う」とは、決然とこれを実践するというくらいの意味である。よって、これと対をなす「君子の道とする所を知りて謾然と之に安んずる」は、決然たる実践を支える心の状態をいっているのである。

思うに、「謾然」とは、「確固として」というくらいの意である。これならば、8)の「謾然」ともつり合いがとれて解釈することができる。

この「確固」という義はどこから來るのでか。恐らく、「堯」字の「縮む」の義が「凝縮」や「凝固した状態」へと引伸し、そこから生じた義であろう。その引伸義を他義より区別するため、限定符として偏旁言が添加され「謾」字となったのである。

これは、8)に見えていた「謫」についても同じである。「郭」は、元々「城郭」を表す「享」に偏旁邑が添加された結果できた文字であるが、この文字が「開擴」「廓落」の義を引伸したので、それを他義と区別するため、さらに偏旁言が添加されたものである。では、何

故これらの文字に偏旁言が添加されたのか。偏旁言はどのような義を元字に加えるものなのか。

私はかつて「『二年律令』の文字学」^{注13}を書き、その中で、張家山漢簡『二年律令』中に見える偏旁「言」添加文字について考察し、おおよそ次のような結論に達した。

「言」は元もと神前に誓盟する辞の謂いであった。ゆえに、金文期においては、神前に誓盟する行為をともなう裁判の過程を表す文字に「言」旁が添加されていたようである。春秋戦国期にかけて、「言」旁は、ある文字を強調したり、神聖化したりする働きの義を有するようになっていたが、この用義は後世に伝わることはなかった。秦代および漢初においては、金文期の裁判の行為を表す義を受け継ぎ、治獄過程の文字に「言」旁が添加されるようになり、そこから行政行為を表す文字にも添加されるようになったのであろう。なお、裁判が言辞による争いであることから、「諍語」にも「言」旁が添加されるようになり、ここから、後世の「言」旁の義、即ち「言語一般」を表す義に発展していったと考えられよう。

この結論の中の、ある文字の義を強調したり、神聖化したりする偏旁言は、春秋戦国期にいくつか見えるが、後世の文字としてほとんど残存していない。拙論の中では、「詐」や「請」の用例を挙げておいた。

用詐(作)孟姬媵彝盤。[蔡侯盤、春秋]

中山王釁詐(作)鼎。[中山王釁大鼎、戦国]

貯悉(願)在夫=(大夫)、以請(靖)匱疆。[中山王釁方鼎、戦国]

これらの、「詐」や「請」は文脈より見て、明らかに後世の「作」や「靖」である。では、なぜ「人」旁や「立」旁ではなく、代わりに偏旁言が添加されたのかを考えた時、偏旁言が、神前に誓盟する行為の文字に添加されたことより、これより派生して、ある文字の義を神聖化する働きが存したのではないかと推測したのである。このような偏旁言が添加された文字が、出土文字資料中に少数ではあるが他にも存在する。

10) 罩(鮑)子□曰、余彌心畏謹、余四事是以。[鰲鑄、春秋]

11) 隹司馬貯訟詔戰怒、不能寧處。[中山王釁圓壺、戦国]

10) の「畏謹」は、金文の常套語で、おそれ慎むこと。普通は「畏忌」や「數斂」などに作られる^{注14}。この「忌」に偏旁言が添加されている。恐らく、「畏謹」は、邑を賜った主への、神聖化された「おそれ慎み」の意を表すものであつたろう。

11) の「訟詔」は、上下が双声の語で、かつ「戰怒」を修飾する副詞であることから、

怒りの様態を表すオノマトペであろう。しかも、この怒りは、個人的感情のそれではなく、当時の燕国の禪讓劇^{注15}に対する義憤的怒りであった。

この「讒」や「訴訟」の用例から察するに、偏旁言には、心の状態を表す機能があったようである。しかもそれは、個人的感情の心性ではなく、自らが臣事する者への畏れ慎みや義憤の感情を表している。いわば「聖化された心性」の義であったようである。

また、「説」字もこの類いの文字であろう。「諫」と「諭」が見える『五行篇』の中には、この「説」が多く用いられている。

12) 君子母(無)中心之憂、則无(無)中心之知。无(無)中心之知、則无(無)中心之説。无(無)中心之説、則不安。不安、則不樂。不樂、則无(無)徳。(簡174)

君子に国事を憂うる心があって始めて心の知が生まれる。心の知があって初めて心の喜びが生じる。心の喜びがあって初めて安心が生じ、そこから楽しみが生じ、やがて徳が生じる、という主旨であろう。この喜びは、個人的な喜びではなく、道義としての喜び、いわば「聖化された」喜びなのである。戦国後期の楚簡には、「悦」字が見えている^{注16}。この字はもともと「兌」であった。白川静によれば「兌は兄(祝)が神に祈ってエクスタシーの状態にあることを示す字」であった^{注17}。この「兌」に偏旁心が添加されて、戦国後期には「悦」字が成立していたのである。偏旁心は、「高揚する心」の義を添えるためであつたろう。この「悦」字の偏旁心が偏旁言に代えられて「説」ができたと考えられる。偏旁心が偏旁言に代えられたのは、「悦」の義「喜び」を、個人的感情の「喜び」から、道義的感情の「喜び」の意へ転化せんとしたからである。

このような、「神聖化」や「道義的感情」の義の偏旁言が添加された文字は、やがて偏旁言が「一般的言語」の義を獲得し、多くの文字を造るようになると、文献上の用字としては多く消失してゆくが、「説」字は、『論語』の冒頭句に「不亦説乎」とあったことなどから、後世に伝わってゆく。

ここで、最初の「諫」と「諭」に戻ろう。

「諫」は「確固とした」という義で用いられていることは先述した。「喪」字は、本義の「懦弱」の義より「縮む」という義を引伸していたが、そこからさらに「凝縮」や「確固」という義を引伸していた。そこで、偏旁言をこの字に添加することによって、「確固とした義的心」という義を有する文字として造り出したのである。「諭」も同様に、単に「広い」という義から、偏旁言を添加することによって、「広々とした義的心」という義を有する文字を造り出したと考えられる。

五

秦代末年のものと考えられている龍崗秦簡は、その内容のほとんどが法律の律文である^{注18}。その中に、「廩」字が5ヶ所見えている。

- 13) 諸禁苑爲廩、去□冊里、禁毋敢取廩中獸。取者其罪與盜禁中[同]（以下断絶）（簡27）
(諸そ禁苑に廩を為るに、□を去ること四十里、禁じて敢て廩中の獸を取るながらしむ。取る者は其の罪、禁中に盜むと同じ…)
- 14) 諸禁苑有廩、□去廩廿里、毋敢=毎（謀）=殺（以下断絶）（簡28）
(諸そ禁苑に廩有り、□廩を去ること二十里、敢えて…を殺すを謀ることなけれ。敢えてを殺すを謀れば、…)
- 15) 射廩中□□□之□有□□殴（也）□□□其□（以下断絶）（簡29）
- 16) 時來鳥、黔首其欲弋射廩獸者勿禁。（簡30）
(時に来たる鳥あり、黔首にして其の廩の獸を弋射せんと欲する者は禁ずるなけれ)
- 17) 盜徙封、侵食冢廬、贖罪。□□宗廟廩（以下断絶）（簡121）
(盜かに封を徙し、冢廬を侵食すれば、贖罪。宗廟の廩を□□すれば、…)

これらの「廩」字は、その内容を見る限り、禁苑（朝廷の牧場・養畜場）の外縁に沿って設けられた空地の意である。文献ではこの文字は「墮」或いは「壠」に作られ、『説文』では後に挙げるように、「曠」字に作られる。これらの文字は、「廩」に偏旁土や偏旁田が添加されてできた文字だと考えられるが、では、「廩」字がどのような義の引伸を起こしてこのような偏旁が添加されるに至ったのだろうか。

今、『史記』と『漢書』の中に見える「墮」と「壠」の用例を挙げておく。

- 18) 内史府居太上廟壠中、門東出、不便、錯乃穿両門南出、鑿廟壠垣。丞相嘉聞、大怒、欲因此過爲奏請誅錯。（『史記』鼃錯伝）《索隱》上音乃恋反。謂牆外之短垣也。又音而縁反。《正義》上、人縁反。壠者、廟内垣外游地也。

この文は、『漢書』鼃錯伝にもほぼ同文が載り、そこでは、「壠」は「墮」に作られ、顏師古は「墮者、内垣之外游地也」と、《正義》の説をとっている。この説をとるならば、「墮」は、太上廟の周りの内垣の外の游地、即ち、廟とそれ以外の地を分ける緩衝地となろう。

- 19) 広死明年、李蔡以丞相坐侵孝景園壻地、当下吏治、蔡亦自殺、不對獄、國除。（『史記』李將軍伝）《索隱》壻音人絹反、又音乃段反、又音而宣反。案、壻地、神道之地也。黃図云「陽陵闕門西出、神道四通。茂陵神道廣四十三丈也」。《正義》漢書云「詔賜冢地陽陵、當得二十畝、蔡盜取三頃、頗賣得四十餘萬、又盜取神道外壻地一畝、葬其中。當下獄、自殺」。

『史記』では、李蔡が景帝の陵園の壻地を盗んだとあるが、『漢書』李廣伝によれば、冢地三頃を盗んで売り払った他に、「神道の外の壻地一畝」を盗み取り、自分の埋葬地としたと云う。こちらの方が詳しく真相に近いのであろう。だとすれば、「壻地」は、陵園の墓室に至る神道の両側にもあったのである。

しかし、「壻」には、このような陵園や神道の外の地という意のほかに、次のような用例もある。

- 20) 其後河東守番係言「…穿渠引汾、溉皮氏・汾陰下、引河溉汾陰・蒲阪下、度可得五千頃。五千頃故盡河壻弃地、民茭牧其中耳、今溉田之、度可得穀二百萬石以上…」
（『史記』河渠書）《集解》韋昭曰「壻音而縁反。謂緣河辺地也」。《索隱》又音人充反。

これとほぼ同じ文が『漢書』溝洫志にもあり、そこでは「壻」が「壻」に作られており、これには、顏師古の注「謂河岸以下緣河邊地素不耕墾者也。壻音而縁反」が付けられている。『史記』の韋昭注よりやや詳しく、「河岸より下の河に沿った素より耕さない土地」という意であると云う。河岸が堤をなしていて、その外側の地は冠水の恐れがあり、人が秣とりや牧草地としてしか利用していなかったのを灌漑して耕作地にしようというのである。このような土地が「壻」と呼ばれていたのである。

- 21) 上遂賜冊曰「…君不量多少、一聽群下言、用度不足、奏請一切增賦、稅城郭壻及園田、過更、算馬牛羊、增益塩鉄、變更無常。…」（『漢書』翟方進伝）張晏曰、壻、城郭傍地。

これは、成帝が翟方進の治世のやり方を批判する冊中の文。その中に「城郭の壻および園田に稅す」とある。城壁の外、壁下の地は一般の耕作地との間にある緩衝地で、ここで耕作する分には稅がかからないのが暗黙の了承事であった。翟方進がそれにも稅をかけたのが、非難の因の一つとして挙げられているのである。

次のような用例もある。

22) (趙)過奏光以為丞、教民相與庸輓犁。率多人者田日三十畝、少者十三畝、以故田多墾闢。

過試以離宮卒田其宮壩地、課得穀皆多其旁田畝一斛以上。(『漢書』食貨志) 顏師古曰、離宮、別處之宮、非天子所常居也。壩、余也。宮壩地、謂外垣之内、內垣之外也。諸緣河壩地、廟垣壩地、其義皆同。守離宮卒、閑而無事、因令於壩地為田也。壩音而緣反。

趙過が、光の提案した人力で犁を引く耕法を採用し、これで多くの田を開墾し、更に離宮の壩地をも離宮の兵を動員して耕したところ、その傍らの田より畝ごとに1斛以上多い収穫を得たというもの。顏師古によれば、この壩地は、離宮の内垣と外垣の間の土地を云い、河沿いの壩地も、廟垣の壩地もみなその義は同じである、という。

これらの用例から帰納される事実は、「堧」「堧」(「壩」)が、河などの自然物や禁苑・陵園・神道・城壁・離宮などの縁辺あるいは周辺にある、一般的土地との緩衝地帯を指す土地だということである^{注19}。では、「堧」字のどのような義の引伸によって、この義になったのだろうか。これにヒントを与えてくれるのが、『説文』「堧」字の説解である。

23) 墮、城下田也。一曰、𡇔、郤也。从田壻声。(卷十三下、田部)

この説解のうち、「城下田也」とは、21)の「城郭壻」に基づいたもの。「一曰、𡇔、郤也」の意について、段玉裁は「𡇔、郤地」と「也」を「地」に改めた上で、次のように述べる^{注20}。

郤当作隙。古隙・郤字相仮借。曲礼、郤地。即隙地也。「地」、各本譌作「也」。今正。とする。『礼記』曲礼の引用の「郤地」はその下に、「諸侯未及期相見曰遇、相見於郤地曰会」とあるもの。段氏は続いて、私が上で挙げた『史記』や『漢書』の用例を引いた後、結論として「壻者、河外・宮廟外沿辺隙也」と断定する。「也」を「地」に改めることも含めて、「壻」を「隙地」とする段氏の解釈は従うべきものである。そして、龍岡秦簡の「堧」もすべての文献の「壻」と義を同じくする施設縁辺の隙地であることから見て、秦代において「堧」字自体に「隙地」の義への引伸が起こっていたことが知られる。では、この引伸義は「堧」字のどの義より発展してきたものなのか。それは云うまでもなく、「縮む」であろう。「縮む」より「縮んだように狭い地」、即ち「隙地」の義が生じたのである。

文献に載る「壻」や「壻」の字は、今のところ漢代の出土文字資料の中に見ることはできないが、「堧」や「需」に偏旁土が添加して成立したものであることに疑いはない。

偏旁土は、既に秦代より漢初にかけて、土地や土塊の義でもって多くの文字に添加され、「均」「壻」「基」「垣」「堵」「壁」「城」「增」「埠」などの多くの文字を生み出している。「壻」

や「壠」に偏旁土が添加されるようになるのも、漢初よりそれほど降る時代ではないであろう。

偏旁田はもちろん田圃の義であるが、秦代・漢初において、偏旁田添加文字と確認できるのは、「疇」「崎」「畝」「畦」「暘」くらいで、しかも義においても偏旁土の義と重なる部分がある。よって、偏旁土ほどには多くの文字を生み出さなかった^{注21}。

ただ、『説文』は、「壠」を採用せず、「曠」を採用した。それは、『説文』がこの字の第一義を「城下の田」と考えたからである。事実、文献に載る「壠」には、20) の「今溉田之」や21) の「税城壠」や22) の「田其宮壠地」のように、田圃に改造されるものが多かったのである。『太平寰宇記』や『太平御覽』に引く『博物誌』佚文^{注22}に「麋曠」という語が見える。『博物誌』は西晋の張華の作と伝えられる文献である。

24) 海陵縣多麋、千万為群、掘食草根。其處成泥、名曰麋曠。民隨而種、不耕而穫、其收百倍。

この「曠」は、恐らく狭隘な湿地帯なのであろう。何千何万という麋が土を掘り返してくれたので、この「麋曠」は耕さなくても田となったのである。よって、この「麋曠」の「曠」も偏旁田となっている。

馬王堆帛書の「老子卷前佚書」の『論』と称される一篇中にも、「曠」字が見える^{注23}。

25) 岐(跂)行喙息、扇蟻(飛)曠動、无□□□□□□□□不失其常者、天之一也。(簡48下一49上)

この「岐(跂)行喙息、扇蟻(飛)曠動」の句は、『淮南子』原道訓に、「跂行喙息、蠶飛蟻動、待而後生、莫之知德、待之後死、莫之能怨」と、その同じ句が見える。各々「跂行」は足で行くもの、「喙息」は喙(くちばし)で呼吸するもの、「蠶飛」は這いまわるもの、「曠動」は、体をくねらせうごめくもの、の意である。^{注24} 「跂行喙息」は鳥類を指し、「蠶飛蟻動」は虫類を指す。この句中の「曠」字は、『説文』に、

26) 蟻、動也。从虫曠声。(卷十三上、虫部)

とある。説解には「動也」とあるが、『荀子』勸学篇の「端而言、蟻而動、一可以爲法則」への楊倞の注「端、微言也。蟻、微動也」が云うように、「微動」がよい。元の義は虫がうごめいていることである。

馬王堆帛書の「喪」と文献の「輞」はともに「虫がうごめく」の義。よって、「虫がうごめく」の義に引伸した「喪」字に、偏旁虫が後に添加せられて「輞」が成立したことが知られよう。

では、この「虫がうごめく」の義は、「喪」字の他の義とどのように関連するのであろうか。この義は、恐らく、上で見た「縮む」の義から引伸してきたのであろう。「縮む」より「縮むように動く」の義となり、やがて「虫がうごめく」という義を生じたのであろう。

六

馬王堆帛書の医書の中に『天下至道談』と呼ばれる房中術を記した文がある^{注25}。この中に、「喪」字が見えている。

- 27) 治八益。旦起起坐、直脊、開尻、翕州、印(抑)下之、曰治氣。…先戲兩樂、交欲爲之、曰智(知)時。爲而喪脊、翕周(州)、[呴] (抑)下之、曰蓄氣。(簡34)

「爲而喪脊」の「爲」とは、すぐ前にある「爲之」の省略。「爲之」とは「交接を為す」こと。「喪脊」とは、前にある「直脊」(脊骨を伸ばす)と反対の動作で、「脊骨を柔軟にする」ことである^{注26}。よって、この「喪」字の義は明らかに「柔軟にする」である。「喪」は、「弱」という本義から「柔」の義を引伸していたことが知られる。

銀雀山漢簡は、同時出土簡に武帝期の元光元年(前134年)の曆譜があったことより、武帝治世の中期、約前130-120年頃の文字資料だと考えられている。この漢簡の中に、つとに失われていた『孫臏兵法』が含まれていた^{注27}が、この書の中に「喪」字が見える。

- 28) 兵有五名、一曰威強、二曰軒驕、三曰剛至、四曰助忌、五曰重柔。夫威強度之兵、則謔(屈)喪而待之。(簡282)

この「謔(屈)喪」というのは、威強なる軍兵に対して「柔弱」に見せる軍兵で対応することである。即ち、「謔(屈)喪」は上下同義の連文で「柔弱」の義。よって、この「喪」字は、27) の『天下至道談』の「喪」と同義であり、後に「軟」字となる文字である。

ところで、「軟」という字は、「輞」の俗字だと云われている^{注28}。この両字は、『説文』には収められていないのであるが、「軟」字の方が、前漢後期より後漢初期の文字資料である辺境出土木簡に「軟弱」という用語で頻出する。その幾つかの例を挙げておく。

- 29) 貧急軟弱、不任職。請斥免。可補者名如牒書。（以下断簡）29、284
- 30) (上断簡) 固病聾軟弱、職不脩治。請以（以下断簡）27、38
- 31) 七月□□除厩第十部士吏□匡、軟弱不任吏職、以令斥免。E.P.T68-6
- 32) (上断簡) 兵弩不檠持。案、業軟弱不任吏職、以令斥免。它如爰書。敢E.P.F22-689

「軟弱」は漢簡における常套語で、「臆病」の意である。上の幾つかの例からわかるように、兵士や士吏の罷免を求める文書中で用いられる定形句で、後ろに「不任職」（職にふさわしくない）と続き、更に「以令斥免」（令を以て罷免せられんことを）との文句が来るのが決まりである。「貧窮」とともに、「軟弱」は兵士としての資格に欠ける条件であった。この「軟弱」という語は文献中でも見られ、例えば『漢書』では、次のように用いられる。

- 33) 広漢太守扈商者、大司馬車騎將軍王音姉子、軟弱不任職。（孫宝伝）
- 34) (尹賞) 疾病且死、戒其諸子曰、…一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汚坐臧。（尹賞伝）

これらの用例からわかるように、『漢書』中に見える「軟弱」はその句づくりが全く漢簡と同じであり、よってその意味も同一である。そして、漢簡でも『漢書』でも、「軟」の本字とされる「輞」字の方は使われておらず、もっぱら「軟」字が用いられている。ただ、『漢書』に一か所だけ、次のような例がある。

- 35) (王) 孫子伯亦為京兆尹、坐稟弱不勝任免。（王孫伝）

この文を見れば、「稟弱」は「軟弱」と同一の語であることがわかる。何故同じ書の中に「稟」と「軟」の書き分けがあるのかは不明だが、『漢書』が辺境漢簡とほぼ同じ時代に著されたことから考えて、「軟」字の方が当時最もよく用いられていた字体なのであろう。「稟」の方は、たまたま古い字形が残存したのか、或いは書写の段階でここだけ古形に戻されたのだろう。この「稟」と「軟」の両字は同一字である。

「稟」は、二で見てきたように、「柔弱の人」が原義で、そこから「臆病」という義や、27)の「稟脊」や28)の「詶(屈)稟」に見られるような「柔」の義を引伸していた。今、「軟」の方は「軟弱」上下近義の連文であるので、その義は「臆病」の義とほとんど同じである。よって、文字の孳乳過程として、「稟」に偏旁車が添加せられて「輞」字が成立し、その「輞」字において「稟」が「欠」に置換されて「軟」字が成立したという経緯が一応は想定される。

しかし、ここで二つの問題点が浮上する。一つは、「夷」と「輶」が同一義であれば、何故後者に偏旁車が添加せられたのか。偏旁車はあくまで車の様々な部位を表す義であるが、何故「体や気が弱い」という義の「夷」に添加されたのか、ということである。もう一つは、「輶」字において、何故「夷」が全く音の異なる「欠」に置換されたのか、ということである。

まづ、一つ目の問題について。先述したように、『説文』に「輶」字は収められていない。ただ、文献では次のように用いられている。

36) 天子臨辟雍、親袒割牲、尊三老、父象也。謁者奉几杖、授安車輶輪、供綏執授。(『白虎通』卷五鄉射)

37) 尊事三老、兄事五更、安車輶輪、供綏執授。(『後漢書』明帝紀)

両文とも天子が三老や五更という長老に対して、養老の礼を行うことを記したもの。この文中の「安車輶輪」について、『後漢書』に李賢が注釈をつけて「安車、坐乗之車。輶輪、以蒲裹輪」と云う。つまり、この「輶」は、蒲で車輪をつつんで車輪の走行時の振動を「柔らかくする」という義である。さすれば、27) や28) の「夷」に「柔」の義が存していたことを想起すれば、車輪を柔らかくするというので、「柔」義の「夷」字に偏旁車が添加せられて、「輶」が成立したことも理解できよう。

では、「柔」の義の「輶」が何故「軟」という字形になったのか。『説文』には「輶」も「軟」も収められていないことは先述したが、「戻」と「輶」の字形の文字が載る。

38) 戻、柔皮也。从申戸之後。戸或从叉。(卷八上、戸部)

39) 輶、轢也。从車戻声。(卷十四上、車部)

「戻」の字形について、『説文』では「戸の後ろを申(伸)ばすに从う」と説解しているが、段玉裁は、この字形について次のように説く^{注29}。

『周礼』所謂「攻皮」也。函人職曰「革欲其柔滑而腥脂之、則夷」。『廣雅』曰「戻、弱也」。是与夷義同。

「戻」の字形中の「戸」は、屍体ではない。吊下げた皮革の象で、「戻」はこれを手でなめし引き伸ばしてている象形文字である。『廣雅』の音は[nian]の上声である。「戻」は「引き伸ばす」の義より、やがて車で「轢きつぶす」の義が引伸し、この義を限定するために、「戻」に偏旁車が添加されて「輶」字が成立したのであろう。徐灝の『説文解字注箋』に、

車轢謂之輶。引伸爲凡轢之偁。俗作輶。又作碾。太平御覽七百六十二引通俗文^{注30}、石碣轢穀曰碾。

と云う。「輶」は後の「輶」である。また「輶」は、石臼で「ひきつぶす」という義をも引伸し、これに対しては、偏旁車が石に代えられ、次にその文字の「戻」が「展」に代えられて「碾」字が成立するのである。

「戻」より「輶」や「碾」への孳乳の過程は以上のようにあったと考えられるが、一方で、段氏が述べているように、「戻」に、「なめして引き伸ばす」の義より「柔らかくする」の義が引伸し、多義字であった「戻」の義の一つ、「柔」の義とほぼ同じになったのである。そこで、両字の発音も近かったことも与ったのであろう、「戻」が「戻」に代わって用いられたり、「輶」字において、「戻」の部分が「戻」に置き換えられるようになったのであろう^{注31}。その証が残されている。

南朝梁の顧野王の撰である『玉篇』は、『説文』を継ぐ中国第二の字書であるが、後世しばしば改編されて、現在伝わる『大広益会玉篇』からはその原貌を窺う術はない。しかし、本邦に残る原本『玉篇』零卷は、完本ではないが、その原貌の一部を伝えるものである。この原本『玉篇』の中に車部の半ばが残存し、その中に「輶」字が載る。

40) 輶、柔兌反。説文、輶、轢也。野王案、今亦以為「柔戻」之戻。漢書「軟弱不勝任」為此字。戻在戸部。或為戻、字在大部。或為麌、字在麌部。或為僕字。在人部。

『玉篇』の音は「柔兌反」で、明らかに「戻」系の音が当てられている。顧野王の案語「今亦以為「柔戻」之戻。漢書「軟弱不勝任」為此字」の意は、「輶」は『説文』の「轢」の義以外に、「柔戻の戻」という義でも用いられ、『漢書』の「軟弱不勝任」の「軟」に当たることである。「柔戻の戻」とは、「柔戻の戻」というのと同じ意である。即ち、「輶」字が「戻」や「軟」の字として用いられていることを云うものである。

以下の案語においては、その元字である「戻」字も、「戻」字や「麌」字や「僕」字とし用いられること云う。「戻」や「僕」はすでに述べたので、「麌」について説明しておこう。

この字は、『説文』卷三下に見え、

柔韋也。从北、从皮省、从戻省。凡麌之属皆从麌。讀若戻。一曰若雋。𡇔、古文麌。𡇔、籀麌文从戻省。

と説解されている。段注では「从戻省」を「戻省声」に改めた上、「柔韋也」に対しては「柔者、治之使韋也。韋、可用之皮也」とし、「从皮省」に対しては「謂戻也。非耳、非瓦。今隸、下皆作瓦矣」とし、「戻省声」に対しては「戻古音在十四部。此省其上下、取穴為声。

而兎切十四部」とし、古文の字形に対しては、「从皮省、从人治之」とし、籀文の字形に対しては、「下從皮省、上從𠂇省」とする。この字の「瓦」の部分を「戔」としてここに「韋を柔らかくする」義を求め、上の部分に𠂇の省声を求める解釈であり、大方は従うべきであろう^{注32}。そうすると、「戔」は、「戔」に音「𠂇の省声」が加えられた加声文字ということになり、結局は「戔」字と同字となろう。

顧野王の案語より知られるのは、「戔」は「戔」の字形にも作られ、よって「輶」も「輶」の字形に作られることがあるということである。この「戔」系の義を担う「輶」と、「輶」の義を担う「輶」は、同形ではあるが互いに異なった義の文字ということになる。そして、「戔」と「欠」は字形が近く、後者は前者の省略形である。この「戔」系の義を担う「輶」において、「戔」の部分がその省略形の「欠」に置換された時、「軟」字が成立することとなる。よって、「欠」は「ケツ」という音を表さず、「戔」が音を表していることになる。即ち、文字の滋乳の過程としては、「輶」字が「輶」字となり、それから「軟」字となるというものであろう。

我々が「租誤券」題の「戔」字に注して、「戔」は、後に「車」が加わって「輶」という字になる。このうちの「戔」が「欠」に略されて「軟」となるとした。この推測は大方誤っていないが、「輶」字の「戔」が略されて「軟」となるという過程は、「輶」が「輶」となり、この「輶」の「戔」が「欠」と略されて「軟」字となる、とするのが正しい云い方であった。謹んで補正を加える次第である。

このような過程を経過して成立した「軟」字は、『説文』には採用されなかった。字形として、省略形であったことがその原因であろう。『説文』には採用されなかつたが、その字形が簡便に書くことができたから、「軟」字はその使用頻度が増えていったようである。やがて、「軟」字は「戔」系文字の代表となり、「戔」字の元々の義も兼ねるようになったようである。漢簡の中で「軟」は「軟弱」という語で用いられていることは既に示したが、この「軟」は「柔」の義ではない。「軟弱」というのは連文であるので、両字は同義か近義である。よって、ここの「軟」は「臆病」の義。「戔」の本義「弱」や「怖気づく」の義で用いられているのである。「軟」字がある意味で、「戔」系文字の代表ともなったのである。

1970年代、かつての甲渠候官より出土した漢簡を収めた『居延新簡』^{注33}の中に、「軟」の異体字が見える。

41) 河平元年九月戊戌朔丙辰、不侵守候長士吏猛敢言之。將軍行塞舉、駟望隧長杜未央所
帶劍刃生、狗少一、未央貧急輶弱。毋以塞舉請 E.P.T59-3

斥免。燠言官敢言之。E.P.T59-4

この2本の簡は連続するもので、不侵守候長の士吏の猛（人名）が、上級機関（恐らくは甲渠候官）にあてた報告文書である。その内容は、將軍が塞拳を行った時、駟望隧長の杜未央が所持していた劍の刃に鏽があり、彼の犬も規定より1匹少なかった。彼は元々甚だ貧しく、かつ「輶弱」である。よって、塞拳の結果を待つまでもなく、ここに罷免を請う、というものである^{注34}。文中の「輶弱」は「軟弱」であることは言うまでもない。よって、「輶」は「輶」や「報」や「軟」の異体字である。上で述べたように、「軟弱」の「軟」の義は、「柔」の義ではなく、「弱」字の義と近い。よって、そのことを明示するため、「軟」字において「欠」の部分を「弱」に代えたのである。或いは、当時常用していた「軟」を本字の「輶」に戻そうとして、「稟」の代わりに義を表す「弱」を入れたものかも知れない。

もし前者ならば、義を強調するために、既成文字の偏旁ではなく、旁を代えたのである。このような滋乳はあまり見られない。しかし、このようなことが可能になったのは、義を限定するための偏旁車が存していたのと、「軟弱」という連文であったことが預かっているのであろう。

私はかつて、形声文字の成立について述べたことがある。即ち、元字に偏旁が添加されると、次の段階で、元字の方がより簡便に書くことができる同音か近音の文字に代えられる、その結果、偏旁が義の限定符として機能し、他方の同音か近音の文字が声符として機能する。これが形声文字の起りとした^{注35}。今の場合は、これとは逆に、義の限定符としての偏旁のもとに、さらに、元字の省略形「欠」の代わりに、義を強調する「弱」を置いたことになる。

七

以上、「稟」字が初見する秦代より、後漢の『説文』の時代までを中心にして、「稟」字の義が、本義の「弱」の義から「縮む」や「襞」の義へ、そして「凝固した」や「確固とした」という義へ、さらに「縮んだ狭い土地」の義、「臆病」や「柔弱」の義を引伸していたこと、そして、それらの引伸義より、「燠」字や「譟」字や「堧」字（「曠」）や「輶」字、「軟」字を孳乳してきたことを見てきた。前漢の中期以降、後漢の中期の『説文解字』の成立の頃まで、多くの偏旁が形成され、それによって、多くの偏旁添加文字や形声文字が造られてゆくと思われるが、現在のところこの時期の出土文字資料は辺境出土木簡を除けば、案外に少なく、「稟」系の文字に関しても、これ以上滋乳の足跡を追うことはできなかった。

『説文』の中には、以上で述べた文字の他にも、「稟」に从う文字がいくつか収められて

いる。

- 𡇔、木耳也。从艸𡇔声。一曰、蒼茈。(卷一下、艸部)
𦥑、有骨醢也。从肉𡇔声。臚、𦥑或从難。(卷四下、肉部)
稆、沛国謂稻曰稆。从禾𡇔声。(卷七上、禾部)
麌、鹿麌也。从鹿𡇔声。讀若僂弱之僂(卷十上、鹿部)
燠、温也。从火𡇔声。(卷十上、火部)
湧、湯也。从水𡇔声。(卷十一上、水部)
嬪、好兒。从女𡇔声。(卷十二下、女部)
隩、築牆聲也。从匱𡇔声。詩云、捄之隩隩。(卷十四下、匱部)

これらの文字については、出土文字資料の中に関連する文字を見出すことができず、現在のところ、会意字なのか、偏旁添加文字なのか、形声字なのかを決定すべき十分な材がない。

その中で、「麌」と「嬪」について少し述べておく。

「麌」は鹿の子の義である。説解の中に「讀若僂弱之僂」とあるので、「𡇔」字の「弱」の義から「鹿の弱なるもの」の義が引伸し、その義を限定するために、「𡇔」字に偏旁鹿が添加された可能性がある。

「嬪」は、「好兒」という説解に対して、段注は「此謂柔𡇔之好也」という。「𡇔」字の「柔軟」の義より「女の柔らかな態」の義が生じ、この義を限定するために、偏旁女が「𡇔」字に添加された添加された可能性がある。

しかし、これらの文字については、文献上の使用例が見えるのみで、出土文字資料中にその字形を見出すことがまだできない。出土資料が存して初めて、その文字の時代が確定でき、眞の意味で、文字の発展の足跡を追うことができる所以である。よって、これら二字を含め、『説文』に載る、「𡇔」に从う文字に関しては、瞑目して後代の文字資料の出土を待ち、然る後に論及の対象とすべきであろう。今は推測・推論だけの言及はできる限り謹まねばならない。

注釈

- 1、頁69。該書は2006年10月、朋友書店刊。
- 2、訳にあたっては、富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』訳注篇（2006年10月）を参照した。
- 3、徐灝『説文解字注箋』に「許云「稍前大」、未詳其旨」と云う。

- 4、頁534。なお、白川静氏は『説文新義』卷十の頁162でもこの字を論じている。
5、清の高翔麟の『説文字通』（『説文解字詁林』所引）に、「奐」系と「需」系の文字が多く通用する例を多く挙げている。

「奐」、即ち今の「軟」字也。按するに、『漢書』西南訳〈夷〉伝に「恐くは議する者選奐す」。並に「蠕」に通ず。『史記』律書に「選蠕して觀望す」注に「「巽蠕」と同じ」。「懦」に通ず。『後漢書』清河王慶伝に「選懦の恩」。西域伝（「西羌伝」の誤）に「公卿選懦す」。「懦」の音「軟」。また「需」に通ず。「柔需」は即ち「柔奐」。『周礼』攷工記・鮑人に「之に脂すれば則ち需なり」注に「故書に「剽」に作る。鄭司農讀みて「柔需」の「需」と為す」即ち、「奐」字なり。輶人に「馬、契需せず」注に「司農云う、「需」は讀みて「畏需」の「需」と為す」。『釈文』に「「需」の音「須」、また「乃乱」の反」。『通雅』（卷七）に「以爲らく、即ち「怯軟」と読むも亦た可」。『六書統』に「需」「奐」は一字。『説文』（卷十二上）「擣」字に引く『周礼』春官・大祝の「擣祭」は『儀礼』少牢牲に「撻」に作り、公食士虞に「擣」に作る。是れ「撻」「擣」は本と一字。「奐」「需」の二字皆「而」に从いて声相近くして互いに通すべき也。（『周礼』注に）杜子春「擣」を讀みて「虞芮」の「芮」と為す。魏の太武「柔然」を改めて「蠕蠕」と為す。它書或いは「茹茹」に作る。並びに一声の転。と「奐」系の文字が「需」系の文字にも作られる例を挙げる。その理由について、元の戴侗の『六書故』（卷九、「奐」字の条）に、

「需」に「濡」音有り。音、「奐」と相近し。故に多く差互す。「奐」に从う者は多く譌して「需」と為る。「懦」「膾」「濡」「擣」の類皆當に「奐」に从うべし。と云う。「奐」系の文字が「需」系の文字になるのは、譌変とする見解である。

徐灝の『説文解字注箋』の「奐」字の条に、

灝按するに、「需」に从うの字或いは互いに「奐」に从う。「懦」亦た「悞」に作り、「蠕」亦た「蟻」に作り、「礮」亦た「碨」に作るが如し。則ち「需」は「奐」の譌に非ず。且つ「濡」「擣」皆「沾濡」の義を取る。正に當に「需」に从うべし。豈に「奐」の譌と謂わんや。戴の説非なり。「奐」声・「需」声、分かれて二部に属すに至りては、亦た声音の転にして、自然に出ず。段以て「後人之を乱す」と為すは、亦た非也。今按するに、古えは人の柔弱なるを「懦」と曰う。声転じて「奐」と為り、遂に別に一字を製す。「大」に从いて「而」声、「大」は人也。「而」声は、「需」の「而」声に从うを蒙りて之を為す者也。「而流」の切の音（「ゼン」）、後また變じて「奴乱」の切（「ナン」）と為り、而して別に「懦」（の音）と為す。

と云う。「需」の音「ジュ」が転じて「ゼン」となり、この「ゼン」音に対応する別字が「奐」

となった。この「ゼン」音は「需」字の「而」の音(ジ)を受けたものである。この「ゼン」の音は後に「ナン」に变成了、とする。(音のカナは理解の便のため私が付した)。

以下、「喪」系の文字と「需」系の文字が通用することは、一一指摘しない。

- 6、段注に「此篆各本作「懦」、従心需声、人朱切。乃浅人所改。今正」とする。
- 7、「僕」は、『説文』卷八上・人部に「弱也。从人从喪」とあり、「儒」は、同じく人部に「柔也。術士之偁。从人需声」とある。
- 8、睡虎地秦墓竹簡整理小組、1990年9月、文物出版社。以下に引用する「相喪」の訳の原文は「互相濡漬」である。
- 9、1980年、雄山閣。なお、早稲田大学秦簡研究会「雲夢睡虎地秦墓竹簡竹簡「封診式」訳注初稿(四)」(『史滴』16、1994年12月)も古賀氏と同一の見解である。
- 10、「鞚」は、『説文』卷五下・韋部に「革中辨謂之鞚」と説解されている。「皮のひだ」の義である。
- 11、馬王堆帛書の中の『相馬經』は、出土後そのように命名せられた一篇で、もともと篇名がない。この『相馬經』は、釈文は全文発表されているのだが、写真はいまだ部分的にしか発表されていない(『文物』1977年8期)。この部分的写真の中に、「縷」字が見えている。その1行目に、

大光破章、有月出其上、半矣而未明。上有君臺、下有逢芳、旁又(有)積縷、急其帷剛。とあるのがそれである。ところが、この文は(『相馬經』全文もそうなのだが)、馬を鑑定する上で用いられていたと思われる特殊な専門用語で綴られており、なかなか解読できない。その釈文によれば、『相馬經』の後半部44-45行には、

有月出其上、半矣而未明者、欲目上圜如半[月。上]有君臺者、欲目上如四榮之蓋。下又(有)逢芳者、欲陰上者良目久。旁又(有)積縷者、欲□□□□□□□□□□。急其帷岡(剛)者、欲睫本之急、急堅久。

と、その1行目の文を解説しており、おおよそ馬の眼とその周囲の形状を述べるものであることは知られる。しかし、「縷」字が含まれる「旁又(有)積縷」の句の解説部分はちょうど欠字となっており、その意が全く明らかでない。この「縷」字も恐らく「縮む」の義と関連すると思われるが、今は、その文字が漢初に見えるという指摘にとどめざるをえない。

- 12、国家文物局古文献研究室編、1980年、文物出版社。頁27、注56、57参照。なお、『五行篇』に解説と訳注を加えた書に、池田知久『馬王堆漢墓帛書五行篇研究』(1993年2月、汲古書院)がある。ちなみに、この書では、この諱と謫を含む箇所を「内面の[心]

とはあたたかなものであり、外に向かう心とは、その周りにあるからっと開けたものである」と訳しているが、「譲」字の義の解釈は完全に誤っている。

13、『大阪産業大学論集 人文科学編』122号、2007年6月。

14、春秋期の王孫遺者鐘や王孫誥鐘などである。

15、この憲讓劇は、中山王饗方壺に「適遭燕君子噲、不顧大義、不求諸侯、臣宗易位」と述べられている。また、文献にも『韓非子』外儲説右下や『史記』燕世家などに記されている。

16、例えば、『上海博物館藏戰国楚竹書（一）』所収の『性情論』に、

同兌而交、以德隅也。不同悅而交、以慾者也。（簡26）

（悦びを同じくして交わるは、徳を以てする者也。悦びを同じくせずして交わるは、謀を以てする者也）

とある。「同兌」の「兌」も、後ろの「悦」と同字で、偏旁心が添加されていないもの。

17、『字統』頁52。

18、中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（2001年8月、中華書局）に写真版と釈文・注釈が載る。

19、注18の書に載る胡平生「雲夢龍崗秦簡「禁苑律」中的「堧」（墻）字及相關制度」に、「墻」の働きとして「防衛の範囲を拡大し、皇家の建築や領地の安全を保護する」こととしている。また、馬彪の「『算數書』の「租誤券」への再検討—『龍崗秦簡』から『張家山漢簡』への一考察」（『山口大学文学会志』57、平成19年3月）でも、この「堧（墻）地」について考察し、「城辺や河辺にある空地」としている。

20、王筠の『説文句詠』（卷二十六）も、「段氏改「也」為「地」、而曰、曲礼「郤地」即隙地也、是也」と「也」を「地」に改める説に同意した後、

言此者、謂不但城下之郤地謂曠、凡為郤地者、概謂之曠也。

と云う。

21、『説文』田部に収められる从田の文字は29字、土部に収められる从土の文字は130字である。

22、『太平寰宇記』卷百三十と『太平御覽』卷八百三十九に引かれる文には異同があるが、後者には誤字が多い。今は『太平寰宇記』の文に従っておく。

23、注12の『馬王堆漢墓帛書[壹]』頁53。「老子卷前古佚書」を『黃帝四書』だとみなし、その四書に『經法』『經』『称』『道原』を当てる説もある。澤田多喜男訳注の『黃帝四書』（2006年8月、知泉書院）もこの説をとる。ちなみに澤田氏は「扇蟻（飛）喫動」の「喫動」に対して、「骨格がなく体をくねらせて（爬行する）這う動物」としている。

- 24、「跂行喙息」と「蠻飛蟄動」は、多くの文献に見える。『漢書』匈奴伝に「跂行喙息蟄動之類」とあり、『周書』周祝に「跂動噦息」とあり、『新語』道基篇に「跂行喘息」とあり、『論衡』齊世篇に「蜎飛蟄動、跂行喙息」とある。
- 25、馬王堆漢墓帛書整理小組『馬王堆漢墓帛書[肆]』(1985年3月、文物出版社)に写真版と釈文及び注釈が載る。
- 26、馬繼興『馬王堆古医書考釈』(1992年11月、湖南科学技術出版社)頁1040に「彞脊」について、
「彞」字義為柔軟。・・・「彞脊」与上文的挺直脊背(即「直脊」)相反、指使脊背部弛緩而放鬆。
と云う。従うべきであろう。
- 27、『孫臏兵法』は、銀雀山漢墓竹簡整理小組『銀雀山漢墓竹簡[壹]』(1985年9月、文物出版社)に収められている。なお、『孫臏兵法』に訳注を施した書には、金谷治『孫臏兵法』(1976年7月、東方書店)がある。
- 28、例えば、『廣韻』上声二十八獮の「輶」字の下に「軟」字を載せ、その下注に「俗」とする。
- 29、以下の段氏の説を支持して、王筠の『説文句読』(卷十五)に「戸乃皮省也。・・・申者、展之使平也」と云う。
- 30、『通俗文』は、『隋書』経籍志に後漢の服虔の撰となされているが、後漢以後の記述や反切の表記などが見られ、服虔の名に仮託されたか、或いは服虔以後増補されてきた可能性が高い。しかし、その成書年代は東晋以後には下らないであろう。書は夙に散逸したが、揖本がある。
- 31、『大廣益会玉篇』「戻」字の下注に「儒谷切。弱也。或作彞」とある。また、『廣韻』にも「戻」字の下注に「柔弱」とする。すでに元々の「柔皮」の義から「柔弱」の義へ引伸していたのであろう。
- 32、「虩」字の上部「北」に対して、段注は、徐鉉の「北者、反覆柔治之也」という説を採用している。しかし、「虩」字の上部が一人の人が穴より窺う形で、「北」は二人が穴より窺う形と見れば、やはり「虩」の異体字であるかもしれない。
- 33、甘肃省文物考古研究所等編(1990年7月、文物出版社)。これには釈文のみ載るが、後に甘肃省文物考古研究所等編『居延新簡 上下 甲渠候官』(1994年、中華書局)が出版され、そこには写真版と釈文が載る。
- 34、私はかつて「漢簡中有方・劍・刀下的「生」字」(長沙市文物考古研究所編『長沙三国吳簡暨百年來簡帛發現與研究國際學術研討會論文集』(2005年、12月)所載)を著した時、この簡に言及したことがある。

- 35、拙論「文字発展過程における偏旁添加文字の位置—中山王諸器銘文を中心にして—」（『中国研究集刊』地号、1985年）の四および「手旁字の成立について」（『中国研究集刊』盈号、1992年）の五参照。

（以上の論考において、出土文字資料を引用する場合、漢字は本字を用いたが、文献資料を引用する場合は、論証に必要なもの以外は常用漢字を用いた）。